

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
 〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
 TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
 E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
 URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

### 消費税減税

今回の衆院選では多くの政党が消費税の減税又は廃止を公約に掲げ、大きな争点に。減税の対象（食料品限定又は一律）や期間（時限又は恒久）など各党で異なる。

#### ◆今週のことば◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/26(月) 先勝 文化財防火デー
27(火) 友引 衆院選公示、上野動物園の双子パンダが中国へ
28(水) 先負
29(木) 仏滅
30(金) 大安 選抜高校野球大会出場校決定
31(土) 赤口
2/ 1(日) 先勝 初午、別府大分マラソン

#### 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/19(月)	53,584 ▼352	158.06 △0.10
20(火)	52,991 ▼593	158.36 ▼0.30
21(水)	52,775 ▼216	157.91 △0.45
22(木)	53,689 △914	158.77 ▼0.86
23(金)	53,847 △158	158.37 △0.40

#### 贈与税の申告が必要な場合は

令和7年中に個人から現金や不動産などの財産の贈与を受けた方で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告（2月2日～3月16日）が必要です。なお、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要な範囲内での贈与は対象外です。

#### ◆贈与税の申告が必要なケース

##### ◎暦年課税（基礎控除110万円）を適用する場合…

…贈与者の人数などに関わらず1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える場合は申告が必要となり、贈与を受けた財産の価額から110万円を控除した残額に対して課税されます。

##### ◎相続時精算課税を適用する場合……暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した特定の贈与者（原則60歳以上の父母・祖父母等）からの贈与が年110万円を超える場合は申告が必要です。また、本制度を初めて選択する方は申告期限内に「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります（本制度は贈与者ごとに選択できますが、贈与者が亡くなるまで適用され暦年課税に戻すことはできません）。

##### ◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……

直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金について、贈与税が一定限度額（省エネ等住宅は1千万円、それ以外は500万円）まで非課税となる措置を適用する場合は申告が必要です。

##### ◎配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が

20年以上ある配偶者から贈与を受けた居住用不動産又は居住用不動産の購入資金について、最高2千万円を控除する特例を適用する場合は申告が必要です。なお、本特例の適用は同じ配偶者からの贈与について一度限りです。

■この記事の詳細は、情報BOX201504

#### 食事支給等に係る非課税限度額の引上げ

会社が従業員等に対して食事を支給する場合は現行、①従業員等が食事の価額の半分以上を負担していること、②会社の負担額が月額3500円（税抜）以下であること、いずれも満たしていれば給与として課税しないとされています。

②の負担額は40年以上見直しが行われていませんでしたが、令和8年度税制改正大綱により、「月額7500円」に引上げられる予定です。

また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて金銭を支給（勤務一回ごとの定額で給与に加算）する場合は現行、一回の支給額が300円以下（税抜）であれば非課税となります。この支給額を「650円」に引上げます。

#### 令和8年度の雇用保険料率は引下げに

令和8年度の雇用保険料率は、令和7年度に続き失業等給付分の保険料率（労使折半）が0.1%引下げとなる見通しです。

これにより一般の事業については1.35%（事業主0.85%、労働者0.5%）となります。また、農林水産業及び清酒製造業は1.55%（事業主0.95%、労働者0.6%）、建設業は1.65%（事業主1.05%、労働者0.6%）となる予定です。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産申告書」の提出期限は2月2日(月)です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和7年分の贈与税の申告について

令和7年分の贈与税の申告は令和8年2月2日から3月16日までとなります。

令和7年1月～12月までの1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除く）を受けた個人が、＊合計で110万円を超える財産の贈与を受けた場合、＊相続時精算課税を適用する場合、＊住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置を適用する場合、＊配偶者控除の特例を適用する場合などに贈与税の申告が必要です。

なお、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与は、贈与税の対象外となります。

### ◆暦年課税の概要

暦年課税は、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（複数人から贈与を受けた場合や、同じ人から複数回の贈与を受けた場合には、それらの財産価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式で、その合計額が基礎控除額（年110万円）を超える場合に、贈与税の申告が必要となります。

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を控除した残額について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、「一般税率※1」又は「特例税率※2」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

※1「一般税率」は、直系尊属（父母や祖父母など）以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳未満である場合に適用。

※2「特例税率」は、直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳以上である場合に適用。

### ◆相続時精算課税の概要

相続時精算課税は贈与税・相続税を通じた納税を行う方式で、原則として贈与の年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母などから18歳以上の子または孫などに対する財産の贈与について、暦年課税に代えて適用できる制度です。

本制度は贈与者ごとに選択※でき、選択した贈与者（特定贈与者）から贈与を受けた財産の価額の合計額から、基礎控除額（年110万円）及び特別控除額（累計2,500万円）を控除した後の金額に一律20%の税率を乗じて贈与税額を算出し、特定贈与者が亡くなった場合に贈与財産の贈与時の価額（令和6年以後の贈与により取得した財産は基礎控除後の金額）と相続財産の価額の合計を基に計算した相続税額から、既に納めた贈与税相当額を控除した額を納付する方式です。

令和6年以後の贈与から年110万円の基礎控除が設けられたため、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える場合に贈与税の申告が必要となります。

また、本制度を初めて選択する場合は、贈与税の申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

※本制度を選択した年分以降、特定贈与者から贈与を受けた財産は全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

### ◆直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の概要

令和8年12月31日までに父母や祖父母など直系尊属から自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築、取得又は増改築等に充てるための住宅取得等資金の贈与を受けて、一定要件を満たす場合は、受贈者ごとに非課税限度額（省エネ等住宅の場合は1,000万円、それ以外の住宅の場合は500万円）まで贈与税が非課税となる措置を適用できます。

本措置の適用を受ける場合は、贈与を受けた住宅取得等資金の金額が非課税限度額以下であっても、期限内に申告書及び一定の添付書類を提出する必要があります。

※平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けたことがある方は、原則として本措置の適用を受けることができません。

### ◆贈与税の配偶者控除の特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合に、贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与により取得した居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、最高2,000万円を控除することができます※。

本特例の適用を受ける場合は、贈与税の申告をすることが必要です。

※同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。